

# 竹田市地方創生推進会議設置要綱

平成27年5月11日  
改正 平成29年6月1日  
令和元年7月23日  
令和4年4月1日

## (設置)

第1条 少子高齢社会の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって内に豊かに外に名高い活力ある地域を持続するため、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、竹田市版総合戦略を実行するにあたり、幅広い意見を反映させるための竹田市地方創生推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(令4要綱・一部改正)

## (所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 竹田市における総合戦略等に係る方向性等に関すること。
- (2) それぞれの立場から地方創生を実現するための取り組みの推進に関すること。
- (3) 地方創生に向けた機運醸成に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 会議の委員は、市内各種団体及び有識者のうちから市長が委嘱する。

- 2 会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会議の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

## (会議)

第5条 会議は市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (アドバイザー)

第6条 会議にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長の命を受け、会議の審議を助ける。

## (事務局)

第7条 会議の事務局は、総合政策課に置く。

- 2 事務局は、会議の庶務全般に関して執り行う。

(令4要綱・一部改正)

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。